

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会宝くじ資金貸付細則

平成24年4月1日

市町村振興協会細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して基金の資金（以下「宝くじ資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付の種類)

第2条 宝くじ資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、次の各号のいずれかに該当する市町村に対する一会計年度をこえる貸付をいう。

(1) 貸付対象事業に係る地方債の同意または許可（以下「同意等」という。）を受けている市町村

(2) 地方債の発行等の際し協議を要しない市町村であって、貸付対象事業に係る地方債（地方財政法第5条の3第10項に規定する鹿児島県知事の同意を得ない地方債を除く。）の届出（以下「届出」という。）を行っている市町村

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 宝くじ資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

(1) 償還の見込みが確実であること

(2) 事業の計画が適切であること

(3) 財務の経理が明確であること

(4) 長期貸付にあつては、地方債の同意等を受けているか、当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるものであること、又は地方債の発行の際し協議を要しない市町村が届出をしたか、届出をすることが確実と見込まれるものであること

(貸付方法)

第5条 宝くじ資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 宝くじ資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 貸付利率は、年3パーセントとする。
- (2) 償還期限は、長期貸付にあつては12年（うち据置期間2年）、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。
- (3) 元金の償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法、短期貸付にあつては、一括弁済の方法によるものとする。
- (4) 利息については、長期貸付にあつては借入日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までの利息を協会に払込むものとする。
- (5) 延滞利息は、延滞元利金につき年10パーセントとする。

(貸付の申請)

第7条 宝くじ資金の貸付を受けようとする市町村は、別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

- (1) 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

2 前項に定めるもののほか、協会は、当該市町村に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

(貸付の決定)

第8条 協会は、貸付の申請を受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書（様式第5号又は様式第6号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 市町村は、前条の借用証書に次に掲げる書類を添えて、直ちに、協会に提出するものとし、協会は、これと引換えに資金を送付するものとする。

- (1) 長期貸付にあつては、同意等は起債同意書写または起債許可書写、届出は起債届出書写、短期貸付にあつては一時借入金現在額調（様式第7号）
- (2) その他協会が必要と認める書類

2 協会は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあつては償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(貸付金の償還)

第10条 協会は、資金の貸付に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金

払込通知書（様式第9号又は様式第10号）を当該市町村に送付するものとする。

- 2 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

（繰上償還）

第11条 協会は、宝くじ資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、協会は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書（様式第11号）を送付するものとする。

- 2 市町村は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第12号）を協会に提出するものとする。

（補則）

第13条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

（貸付利率の特例）

- 2 貸付利率は、第6条第1号の規定にかかわらず、財政融資資金の貸付利率を基準として理事長が定める。ただし、当分の間、貸付金利は、年0.1%以上とする。

付 則 （平成31年細則第1号）

この細則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

付 則 （令和2年細則第1号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

宝くじ資金貸付対象事業

<p>規 程 第 四 条 第 一 号 の 事 業</p>	<p>(1) 暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火，その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業</p>
<p>規 程 第 四 条 第 二 号 の 事 業</p>	<p>(1) 消防用自動車，救急用自動車，児童遊園，老人憩の家等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業</p> <p>(2) 通学道路，図書館，美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(3) 体育館，プール，遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(4) ごみ運搬車，水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は，学術上価値の高い建造物，城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業</p> <p>(8) その他協会が必要と認めた事業</p>

様式第2号（第7条第1項関係）

様式第2号

※ 年度 長 第 号

短期貸付借入申込書

1 借入金額

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

2 資金の用途（事業名）

3 利率 年 パーセント

4 借入希望期日 年 月 日

5 償還予定期日 年 月 日

6 利息支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ支払います。

7 資金の交付を受ける銀行等の店舗

金融機関名		支店出張所	預金種目	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()	口座番号		名義
-------	--	-------	------	-------------------------------------	------	--	----

上記により、貴協会から資金の借入れをいたしたいので、別添書類を添えて申し込みます。

年 月 日

職氏名 印

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会
理事長 殿

捨印

- (注) 1. ※印は記入しないでください。
 2. 金額は、算用数字（1.2.3.・・・）で記入してください。
 3. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

様式第3号 (第7条第1項関係)

「宝くじ資金」長期貸付事業概要調査書

様式第3号												※ 年 月 日 受付							
団体名		連絡先		課 係(担当者氏名)								(TEL) 内							
借入申込額		千円		借入希望期日		年 月 日		事業名											
同意(予定)等・届出状況	事業区分		年度		事業債		同意等・届出(予定)年月日		年 月 日 (第 号)										
	同意等・届出(予定)額		千円		千円		限度額		千円										
	同上資金区分		協会資金		その他資金		予算中地方債		償還方法										
	千円		千円		千円		に関する定め												
元金償還残高(前年度末現在)		千円		千円															
今回借入申込額のうち短期借入からの振替希望額				年 月 日		短期借入		千円より		千円を長期借入へ振替える。									
全体計画の概要		事業年度		年度から		年度まで		ヶ年事業		予算措置		1. 継続費 2. 毎年度ごとに予算計上							
		総事業費		千円		前年度までの施行済額		本年度施行(予定)額		翌年度以降施行予定額									
		千円		千円		千円		千円											
本年の年度の施行工事状況	工事等の内容			数量	単価	事業費	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	同左 財源内訳	地方債	協会資金	千円							
					円	千円				その他									
										国庫補助金									
										県費補助金									
										その他									
計									計										
本事業の必要性等																			
※ 年度		貸付事業		※貸付決定額		千円		※ 理事長		※ 常務理事		※ 事務局長		※ 出納役		※ 担当者		※ 附記	
※ 年 月 日 決定		※ 貸付日		年 月 日															
※ 貸付の可否		可 否		※ 送金日		年 月 日													

(注) ※印は記入しないでください。

(公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会)

様式第4号（第7条第1項関係）

「宝くじ資金」短期貸付事業概要調書

様式第4号										※ 年 月 日 受付																				
団体名		連絡先		(担当課名)				課 (担当者氏名)				(電話番号)																		
借入申込額		千円		借入希望期日		年 月 日				償還予定期日		年 月 日																		
事業名 (事業の用途)		資金を必要とする理由その他参考事項										事業区分		事業費		財源内訳				備考										
事業費 (資金需要)																千円		自己資金			千円		国庫支出金		県支出金		起債		一般財源	
予算に定めた一時借入金の最高額 ①																千円		借入金			千円									
一時借入金現在高 ②																千円		① - ②			千円									
長期貸付への振替希望		振替希望の有無		振替希望額		千円		起債許可申請の有無																						
協会資金の借入状況		年 月 日		千円 (短期・長期)		年 月 日		千円 (短期・長期)																						
※ 年度		貸付事業		※ 貸付決定額		千円		※ 理事長		※ 常務理事		※ 事務局長		※ 出納役		※ 担当者		※ 附記												
※ 年 月 日 決定		※ 貸付日		年 月 日		※ 年 月 日																								
※ 貸付可否		可 否		※ 送金日		年 月 日																								

(注) ※印は記入しないでください。

(公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会)

様式第5号（第8条関係）

（表）

様式第5号

※ 年度 長 第 号

長期貸付借用証書										
金額	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>									円也
上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。										
1	資金の用途（事業名）									
2	利 率	年 パーセント								
3	償 還 期 限	年 月 日								
4	据 置 期 限	年 月 日								
5	元 利 金 の 支 払 方 法 及 び 期 日	2年据置 年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。								
6	元 利 金 の 支 払 場 所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">金 融 機 関</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">支 店 出 張 所</td> </tr> </table>	金 融 機 関		支 店 出 張 所					
金 融 機 関		支 店 出 張 所								
	年 月 日	職氏名								
公益財団法人鹿児島県市町村振興協会 理事長 殿										

捨印

印

- (注) 1. ※印は記入しないでください。 3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 2. 金額は、算用数字（1.2.3.・・・）で記入してください。 4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

(裏)

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で遅延利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受けにより借入金にかかる債務を第三者に継承させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第 6 号 (第 8 条関係)

(表)

様式第 6 号

※ 年度 短 第 号

短期貸付借用証書

金額

--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

1 資金の用途(事業名)

2 利 率 年 パーセント

3 償 還 期 限 年 月 日

4 据 置 期 限 年 月 日

5 元 利 金 の 支 払 方 法 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じ
及 び 期 日 支払います。

6 元 利 金 の 支 払 場 所

金 融 機 関		支 店 出 張 所
---------	--	--------------

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会

理事長 殿

捨印

- (注) 1. ※印は記入しないでください。
2. 金額は、算用数字(1.2.3.…)で記入してください。
3. 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
4. 枠外の捨印は、必ず押印してください。

(裏)

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3. 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で遅延利息を払い込むものとする。

4. 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に継承させようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けなければならないものとする。

5. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合。
- (2) 廃置分合、境界変更又は解散により借入金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は、施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示を受けた場合。

6. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実施について調査することができるものとする。

7. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

様式第 7 号（第 9 条第 1 項関係）

様式第 7 号

一 時 借 入 金 現 在 額 調

団体名 _____ 年 月 日現在

借 入 先	借 入 金 高	利 率	借 入 期 間	備 考
	千円	年 パーセント	年 月 日から 年 月 日まで	
合 計 (A)				
予算に定めた一時借入金 の最高額又は限度額(B)				
(B) - (A)				

様式第8号（第9条第2項関係）

様式第8号

償 還 年 次 表

団体名

元 金 円

貸付年月日 年 月 日

貸付利率 年 %

年 度	元利支払期日	未償還元金	償 還 予 定 額		
			元 金	利 子	計
年度	年 月 日	円	円	円	円
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
年度	年 月 日				
	年 月 日				
合 計					

(公益財団法人鹿児島県市町村振興協会)

様式第9号（第10条第1項関係）

様式第9号

元利金払込通知書（長期貸付分）

金 額		元 金	
		利 子	
内 訳			
払 込 期 日	年 月 日		
払 込 （受 取） 先	指定銀行	銀 行 店	
	預金種目 及 び 口座番号	預 金 No.	
	受 取 人	公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会基金会計 理事長	
	住所及び 電話番号		
	振込指定		

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会
理事長

印

殿

様式第10号（第10条第1項関係）

様式第10号

元利金払込通知書（短期貸付分）

金 額		元 金	
		利 子	
内 訳			
払 込 期 日	年 月 日		
払 込 （受取） 先	指定銀行	銀 行 店	
	預金種目 及 び 口座番号	預 金 No.	
	受 取 人	公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会基金会計 理事長	
	住所及び 電話番号		
	振込指定		

上記のとおり払い込んでください。

年 月 日

公益財団法人 鹿児島県市町村振興協会
理事長

印

殿

様式第 1 1 号 (第 1 1 条第 1 項関係)

様式第 1 1 号

繰上償還通知書

繰上償還決定額		円
事業名		
貸付年月日	年	月 日
貸付額		円
未償還元金		円
繰上償還元金		円
貸付残額		円
払込期日	年	月 日
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり	

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会

理事長

印

殿

様式第12号（第11条第2項関係）

様式第12号

繰上償還申請書

繰上償還希望額		円
事業名		
借入年月日	年	月 日
当初借入額		円
未償還額		円
今回繰上償還額		円
差引借入残額		円
繰上償還希望期日	年	月 日
繰上償還の理由		

上記のとおり繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人市町村振興協会

理事長

殿